

令和 2 年度決算に係る

定期監査資料

令和 3 年 6 月

鳥取県西部県税事務所

目

次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1 頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1 頁
3	職員の定員、現員調べ	1 頁
4	役付職員の調べ	1 頁
5	主な事業に関する調べ	2 頁
6	収入証紙取扱調べ	8 頁
7	現金の取扱状況	8 頁
	(1) 現金取扱状況	
	(2) つり銭の状況	
8	財産に関する調べ	9 頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の保有状況	
9	財産の貸付け及び使用許可調べ	9 頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
10	借受不動産明細調べ	9 頁
11	職員駐車場の管理状況調べ	9 頁
	(1) 管理状況	
	(2) 減免の考え方	
	(3) 使用料の見直し	
12	寄附物件の受納状況調べ	9 頁
13	備品の処分状況調べ	9 頁
14	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	9 頁
	(1) 亡失、損傷の報告状況	
	(2) 物品確認の実施状況	
15	収入未済額調べ	10 頁
	(1) 県税未収金	
	(2) 税外収入未済額	
16	未収金回収促進のための取り組み状況調べ	15 頁
	(1) 県税関係	
	(2) 税外収入関係	
17	不納欠損額調べ	17 頁
17-2	延滞金の処理	20 頁
○	意見、要望等	21 頁

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 監査意見

該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

該当なし

3 職員の定員、現員調べ

（令和3年6月1日現在）

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
	当該年度	2.4.1現在	当該年度	2.4.1現在	当該年度	2.4.1現在	当該年度	2.4.1現在	
定員	28	29					28	29	
現員	(1) 30	() 30	()	()	()	()	(1) 30	() 30	R3.4.1 休職1 R3.4.1～過員配置2
過不足(△)	2						2		
臨時的 任用職員									
会計年度 任用職員	7	5					7	5	R3年度限り配置1 R3.4.1～過員配置1

4 役付職員の調べ

（令和3年6月1日現在）

職名	氏名	在職期間		備考
		年	月	
所長	長尾勝	0	2	
副所長 (兼) 収税課長	二岡裕明	1	2	出納員 5年2月
収税課 課長補佐	権田高博	4	2	
収税課 課長補佐	井上英次	0	2	
課税課長	中島真子	1	2	
課税課 課長補佐	河津久志	2	2	
日野支所長	(兼) 宮永二郎	0	2	
日野支所 課長補佐	(兼) 藤井理恵	3	2	

5 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳															
		国庫支出金	起債	その他	一般財源												
未収金の徴収対策について	—																
将来ビジョン																	
令和新時代創生戦略																	
政策項目																	
<p>(概要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の財政事情が極めて厳しい中、「税負担の公平性」・「税収の効率的な確保」・「自主納付の促進」を業務の中核と位置づけて、貴重な自主財源である県税収入の最大限の確保を目指す。 <p>(イ) 事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・督促状発付後は速やかに財産調査及び調査結果分析に着手し、滞納者との面談ののち、滞納処分または納税緩和措置を原則として滞納整理を実施した。 <p>イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面談による納税勧奨に重点を置き、接触困難者に対しては、早朝臨宅による接触を実施。 ・表見財産が確認できない滞納者に対しては、指定期限を定め自主納税を強く求めた後、タイヤロック、家宅搜索を執行。 ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、一括納付が困難な滞納者には面談を実施し、生活状況等を確認。影響を受けた者には徴収猶予等の納税緩和措置を適用するなど弾力的に業務を遂行した。 ・延滞金だけの滞納事案であっても、財産調査を継続実施し、滞納処分等を行い公平性の確保に努めた。 <p>ウ 成果及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金、給与などの債権差押に加え、家宅搜索・タイヤロックなど状況に応じた手法によるこれまでの取り組みで自主納付が増加したことにより、滞納処分件数は前年に比べ減少したが、滞納件数を圧縮することができた。 <p>(タイヤロック・家宅搜索件数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H31.3月末</th> <th>R2.3月末</th> <th>R3.3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイヤロック件数</td> <td>25件(19人)</td> <td>18件(14人)</td> <td>5件(5人)</td> </tr> <tr> <td>家宅搜索件数</td> <td>16件(11人)</td> <td>6件(2人)</td> <td>1件(1人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成の課題として、指導的立場にある係長以上の職員は、徴収困難事案に対応するための知識経験を有する人材が求められるところ。 しかし、現在の人事異動サイクルは約3年の短期間であり、知識経験を有する税務職員が育ちにくい環境。短期間での幅広い税務専門知識の習得、経験蓄積による滞納事案への的確な対応力の向上に向けた人材育成が課題。 ・職員定数の削減、働き方改革の中で、県税収入の最大限の確保を目指すため、経験年数の浅い職員でも滞納整理業務が滞ることなく行えるよう、業務の見直しを推進するなど時間外の削減に努めているところ。引続き業務見直しと手順検証を繰り返し実施し、業務の効率化を推進していく必要がある。 						区分	H31.3月末	R2.3月末	R3.3月末	タイヤロック件数	25件(19人)	18件(14人)	5件(5人)	家宅搜索件数	16件(11人)	6件(2人)	1件(1人)
区分	H31.3月末	R2.3月末	R3.3月末														
タイヤロック件数	25件(19人)	18件(14人)	5件(5人)														
家宅搜索件数	16件(11人)	6件(2人)	1件(1人)														

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
個人住民税の徴収対策について (市町村連携)	—				
将来ビジョン					
令和新时代創生戦略					
政策項目					
<p>(概要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <ul style="list-style-type: none">平成19年度に実施された三位一体の改革に伴う国から地方への税源移譲により、個人住民税の調定額が大幅に増加し、連動して滞納額も増えたことから、その滞納額の圧縮を図り県税収入の確保につなげる。 <p>(イ) 事業の実施状況</p> <p>○個人住民税の徴収対策</p> <p>【地方税法第48条による県への徴取引継】</p> <p>個人住民税の滞納解消を図る最も有効な手法である48条を活用し、管内市町村を対象に一定規模の事案を引き受け、県で財産調査、納税交渉及び差押えを実施することで滞納額の圧縮を図った。</p> <p>※地方税法第48条第三項 道府県の徴税吏員は、前二項の規定により徴収し、又は滞納処分をする場合には、当該市町村の徴税吏員から、前二項の規定により道府県の徴税吏員が徴収し、又は滞納処分をする道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金について、徴収の引継ぎを受けるものとし、第一項の一定の期間が経過した場合には、当該市町村の徴税吏員に徴収の引継ぎをするものとする。</p> <p>【地方税法第46条による徴収方針会議】</p> <p>上記以外の個人住民税滞納事案のうち各町村から提出された事案について、46条の規定を活用し、西伯郡と日野郡のグループに分けて徴収方針会議を開催し、事案の検討・方針の決定を行い滞納整理の進捗を図った。今年度は新型コロナウイルス感染症流行の影響により、12月以後の検討会及び最終の検証は止むを得ず中止することとした。</p> <p>※地方税法第46条第三項 道府県知事は、必要があると認める場合には、前二項に規定するもののほか、市町村長に対し、当該市町村に係る個人の道府県民税賦課徴収に関する事項の報告を請求することができる。</p> <p>○個人住民税以外の市町村税の徴収対策</p> <ul style="list-style-type: none">地方税滞納整理機構を組織し、県と市町村職員に併任辞令を発令して相互協力体制の下に連携し、個人住民税をはじめとする地方税の収入確保を図るとともに、管内市町村職員の徴収能力向上の支援を実施した。 <p>※共同滞納整理事務に従事する税務職員の相互併任に関する協定書（平成22年締結） (職員の任命等)</p> <p>第一条 運営要綱第八条の規定に基づき、共同で滞納整理事務に従事する職員として、職員を相互に任命する。</p> <ul style="list-style-type: none">固定資産税や国民健康保険料(税)等の全税目を対象とした滞納事案に係る債権整理を要望のあった市町村において実施。県の徴収方針を基本として、組織的に債権の分類(滞納処分が徴収緩和)、処理を進める手法について共同で実践することにより、ひいては個人住民税の収納額向上につなげる。					

イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点
特になし

ウ 成果及び効果

- ・市町村にとっては困難事案等を引き継ぐことにより、他の滞納事案により注力することができ、収納率の向上に寄与している。
- ・市町村の職員と情報を共有して滞納者ごとにケース検討・処理方針を立てることで、効率的で実効性を伴う滞納整理を実施し、地方税法第48条引受分については高い徴収率（87.1%）を達成した。

（地方税法第48条関係事案）

	引受人数	引受件数	引受金額	徴収実績	徴収金額	徴収率
H30年度	153人	1,366件	63,599千円	744件	23,565千円	37.1%
R1年度	130人	1,040件	28,111千円	558件	19,205千円	68.3%
R2年度	85人	495件	14,454千円	435件	12,595千円	87.1%

エ 課題

- ・地方税法第46条による徴収方針会議で方針を決定するが、人員や滞納整理に関する知識や経験の不足から、安易な納税勧奨や催告・分納約束を繰り返す徴収手法が行われている団体がある。管内市町村間で取組意識に温度差があるため、一律に効果を望むことは困難な状況であり、今後も継続的に支援していく必要がある。

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
徴収スタッフネット研究会の取り組みについて(地方税務職員人材育成)	—				
将来ビジョン					
令和新時代創生戦略					
政策項目					
(概要)					
ア 目的及び事業の実施状況					
(ア) 目的					
・管内各市町村の実情や要望に応じた研修会等を開催し、西部圏域の徴収担当職員の徴収技術等の向上と連携・融和を図る。(平成18年度から実施)					
(イ) 事業の実施状況					
開催日	名称	研修テーマ			参加者
R2.7.1	幹事会	・令和2年度の事業計画について ・令和2年度の研究会の開催について			7人
R2.9.23	第1回研究会	・講演「判例が示す徴税吏員への要請」 講師:鳥取県西部県税事務所 所長 手嶋 正生 ・講義「徴収事務のマネジメント」 講師:鳥取県西部県税事務所収税課 係長 高橋 孝輔			22人
<p>※計画では幹事会(2回)、総会(1回)、研究会(3回)を行う予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2年度は事業を大幅に縮小して実施した。</p>					
イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点					
・滞納整理事務における管理監督者としての姿勢、職員のモチベーション向上や人材育成方策等、租税債権確保に向けた効果的な組織マネジメントを学ぶことを目的として実施。					
ウ 成果及び効果					
・組織マネジメント研修において実態調査結果を報告し、市町村の管理職員に現状を認識してもらったとともに、管理監督者としての姿勢や職員の人材育成・モチベーション向上方策等について理解を深めてもらうことができた。					
エ 課題					
・市町村により滞納処分に温度差があるため、どの市町村にも積極的に参加してもらえる研修内容や徴収技術向上に資するよう、外部研修等で入手した新しい素材を研修に取り入れ、提供していく工夫が必要である。					
・研修を通じて職員個々の技術や能力は高まってきているが、専任職員が少ない町村にあっては、人事異動に伴い、徴収レベルが維持されないなどの実態があり、町村(首長)の滞納整理への理解が必要である。					

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
西部地区地方税務職員協議会による市町村連携について					
将来ビジョン					
令和新時代創生戦略					
政策項目					
<p>(概要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <p>西部地区地方税務機関相互の緊密な連絡調整を図り、地方税務職員の資質の向上と税務行政の円滑な運営及びその発展を期することを目的として、平成6年に協議会を発足。</p> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止した研修会等があった。</p> <p>○徴収スタッフネット（H18年度～）</p> <p>西部圏域の徴収担当職員の徴収技術等の向上と連携・融和を図るため、管内各市町村の実情や要望に応じた研修会等を実施。（詳細別掲）</p> <p>○新任税務職員研修</p> <p>西部管内の税務職員の人材育成と県と市町村との連携協力体制強化を図るため、税務業務に初めて従事する職員や再び税の職場に復帰してきた職員を対象に地方税の基礎的な知識や技術についての研修を実施。</p> <p>・令和2年9月16日 参加者35名</p> <p>○固定資産税評価研修会（H25年度～）開催中止</p> <p><研修概要></p> <p>家屋評価職員の家屋評価技術の向上と西部地区における評価の均衡を図ることを目的として、座学及び家屋実施評価による研修会を行う。</p> <p>○土地・償却資産等に係る意見交換会又は講演会（H27年度～）開催中止</p> <p><講演会概要></p> <p>土地・償却資産評価を中心とした固定資産税評価技術等の向上を図ることを目的として、外部講師を招いた講演会を実施する。</p> <p>○個人住民税に係る意見交換会（H30年度～）書面開催</p> <p>諸課題を管内市町村で議論を行うことにより、課税技術等の向上を図ることを目的に意見交換会を実施。</p> <p>・令和2年8月 対象：県、西部管内9市町村</p> <p>○法人住民税に係る意見交換会（R1年度～）開催</p> <p>諸課題を管内市町村で議論を行うことにより、課税体制を強化することを目的に意見交換会を実施。</p> <p>・令和2年11月27日 参加者16名 ※オブザーバとして米子税務署職員2名参加</p> <p>イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点 特になし</p> <p>ウ 成果及び効果</p> <p>・各自治体での課題が認識され、課題に対する対応方法が共有されたことで、業務の標準化につながった。各自治体からは概ね事業の継続要望が多かった。</p> <p>エ 課題</p> <p>・事業の実施を通じて職員個々の専門知識の習得は図られているが、担当職員が数名の町村等では、人事異動により組織として業務の専門性を継続することが困難な実態もあるため、当協議会でフォローできる体制づくりが必要である。</p>					

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	起 債	そ の 他	一般財源
米子市との税務行政の連携・共働化について					
将来ビジョン					
令和新時代創生戦略					
政策項目					
(概 要)					
ア 目的及び事業の実施状況					
(ア) 目的					
鳥取県と米子市の間で「西部総合事務所庁舎建替計画」と「米子市庁舎再編整備計画」の検討過程において、利用者のサービス向上、行政業務の相互補完を目的とし、令和5年11月を予定として西部県税事務所の市本庁舎への移転について合意形成が行われた。					
これにより、税務行政に関する各種申請手続・納付又は納税相談などについて、ワンストップサービスの提供が可能となるとともに、米子税務署が市本庁舎に隣接しており、同業種の官公署が近接配置となることで納税者の利便性が飛躍的に向上するものと考えられる。					
また、県と市が連携・共働化を深化させることで、相互の職員に専門的な知識経験を蓄積継承させ、適正かつ効率的な組織運営の安定的継続を図る。					
(イ) 事業の実施状況					
＜西部県税事務所の米子市役所本庁舎移転に伴う連携強化＞					
・ 令和2年2月「西部総合事務所新棟整備に係る県米子市検討協議会」を設立。税務部会の立ち上げ。					
・ 令和2年6月～12月 税務部会を4回開催					
・ 各税目単位でWGを設置し、事務手続きの擦り合わせ協議を開始した。					
＜人事交流＞					
・ 徴収職員（相互派遣）H31年度～					
県税（係長級）⇔ 米子市（主事級）					
＜家屋評価担当職員の相互併任事業＞					
平成29年度より米子市と西部県税事務所の間で家屋評価職員の人事交流・相互併任を実施し、相互職員の調査・評価技術のレベルアップに努めてきた。					
【令和2年度実施状況】					
項 目	件数等	内 容 等			
木造家屋調査	3件	米子市が実施する「木造家屋調査」に県職員が同行し、調査方法等を習得。（店舗1、事務所1、展示場1）			
非木造家屋調査	3件	県が実施する「非木造家屋調査」に米子市職員が同行し、調査方法等を習得。（店舗1、車庫1、油庫1）			
家屋評価計算	3回	併任先団体の「評価計算システム」に基づく家屋評価計算を実施し、評価計算方法を習得。 【評価計算システム】米子市…HOUSAS、鳥取県…エクセルシート			

イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

＜家屋評価担当職員の相互併任事業＞

令和3年3月に意見交換会を開催し業務成果の検証と令和3年度に向けた課題について検討を行った。全体として家屋評価の知識向上と連携強化業務が図られ、併せて円滑な遂行に寄与しており、県・米子市とも業務の継続が必要との共通認識であった。

ウ 成果及び効果

＜徴収担当職員の相互派遣＞

滞納整理において、県と市共通の事案についての情報交換や共同滞納処分の実施など緊密な協力関係を築くとともに、県と市が互いの組織における滞納整理体制の違いなどをより理解することが出来、今後の滞納整理の更なる高度化・効率化に向け相互の利点・課題の認識を深めることにつながった。

＜家屋評価担当職員の相互併任事業＞

県及び米子市職員の双方が、資産課税（県：不動産取得税、米子市：固定資産税）全体の知識が習得でき、納税者に対し資産課税全体について一定の説明ができるようになった。また、従前は非木造と木造家屋を同時に新築した場合等、県及び市が別々に調査に出向く必要があり、県民・行政ともにロスが生じていたが、相互併任評価により調査等の効率化が図られるとともに県民の負担軽減につながった。

エ 課題

＜徴収担当職員の相互派遣＞

県の職員が市の徴税吏員として直接滞納整理業務を行うことによる、県の徴収ノウハウの市への移転は諸に就いたところだが、市職員の中には県の手法を好まず従前手法を踏襲する者も依然としてあり、職員間でも温度差がある。特に、県からの指導的意見については組織的合意に基づき行う必要がある。

＜家屋評価担当職員の相互併任事業＞

県及び米子市双方で専門知識の向上が図れているところであるが、西部県税事務所の令和5年度米子市役所庁舎への移転、BCP体制強化の観点から、更に連携して専門知識の向上の取り組みが必要である。

6 収入証紙取扱調べ

有 ・ 無

7 現金取扱状況

(1) 現金取扱状況

(令和3年5月31日現在)

収入科目(節)	収入済額(円)	件数(件)	備 考
県税及び諸収入	197,842,430	2,593	現金等、納税証明手数料、免税軽油使用者証交付手数料、コピー代
合 計	197,842,430	2,593	

(2) つり銭の状況

(令和3年3月31日現在)

つり銭の有無	有	つり銭の額(円)	88,300
--------	---	----------	--------

8 財産に関する調べ

(1) 公有財産

該当なし

(2) 金券類の保有状況

ア 金券の保有状況

有 ・ 無

イ タクシーチケットの保有状況

該当なし

9 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

該当なし

(2) 物 品

該当なし

10 借受不動産明細調べ

該当なし

11 職員駐車場の管理状況調べ

該当なし

12 寄附物件の受納状況調べ

該当なし

13 備品の処分状況調べ

該当なし

14 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

有 ・ 無

(2) 物品の照合

有 ・ 無

15 収入未済額調べ

(1) 県税未収金(令和3年5月31日現在)

① 過年度分

年度区分	税目	前年度からの繰越		当 該 年 度								翌年度繰越		備 考
		過年度未収額	件数	繰越後の減額	件数	減額後調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	未収額	件数	
H27年度以前	法人県民税	円 (42,000)	(2)	円 (0)	(0)	円 (42,000)	(2)	円 (0)	(0)	円 (0)	(0)	円 (42,000)	(2)	
		42,000	2	0	0	42,000	2	0	0	0	0	42,000	2	
	法人事業税	(3,325,228)	(4)	(0)	(0)	(3,325,228)	(4)	(1,091,134)	(1)	(0)	(0)	(2,234,094)	(3)	
		3,325,228	4	0	0	3,325,228	4	1,091,134	1	0	0	2,234,094	3	
	個人事業税	(788,500)	(6)	(0)	(0)	(788,500)	(6)	(788,500)	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)	
		788,500	6	0	0	788,500	6	788,500	6	0	0	0	0	
不動産取得税	(43,362,100)	(2)	(0)	(0)	(43,362,100)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(43,362,100)	(2)	徴収猶予 12件 597,600円	
	44,001,400	15	41,700	1	43,959,700	14	0	0	0	0	43,959,700	14		
自動車税	(1,925,235)	(62)	(0)	(0)	(1,925,235)	(62)	(59,400)	(7)	(478,335)	(13)	(1,387,500)	(42)		
	1,925,235	62	0	0	1,925,235	62	59,400	7	478,335	13	1,387,500	42		
計	(49,443,063)	(76)	(0)	(0)	(49,443,063)	(76)	(1,939,034)	(14)	(478,335)	(13)	(47,025,694)	(49)		
	50,082,363	89	41,700	1	50,040,663	88	1,939,034	14	478,335	13	47,623,294	61		
H28年度	法人県民税	(268,223)	(1)	(0)	(0)	(268,223)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(268,223)	(1)	
		268,223	1	0	0	268,223	1	0	0	0	0	268,223	1	
	不動産取得税	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
		9,600	1	0	0	9,600	1	9,600	1	0	0	0	0	
自動車税	(1,062,800)	(24)	(0)	(0)	(1,062,800)	(24)	(82,000)	(2)	(391,800)	(10)	(589,000)	(12)		
	1,062,800	24	0	0	1,062,800	24	82,000	2	391,800	10	589,000	12		
計	(1,331,023)	(25)	(0)	(0)	(1,331,023)	(25)	(82,000)	(2)	(391,800)	(10)	(857,223)	(13)		
	1,340,623	26	0	0	1,340,623	26	91,600	3	391,800	10	857,223	13		
H29年度	法人県民税	(567,000)	(1)	(0)	(0)	(567,000)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(567,000)	(1)	
		567,000	1	0	0	567,000	1	0	0	0	0	567,000	1	
	自動車税	(857,600)	(21)	(0)	(0)	(857,600)	(21)	(26,400)	(2)	(106,400)	(3)	(724,800)	(16)	
857,600		21	0	0	857,600	21	26,400	2	106,400	3	724,800	16		
計	(1,424,600)	(22)	(0)	(0)	(1,424,600)	(22)	(26,400)	(2)	(106,400)	(3)	(1,291,800)	(17)		
	1,424,600	22	0	0	1,424,600	22	26,400	2	106,400	3	1,291,800	17		

年度区分	税目	前年度からの繰越		当 該 年 度								翌年度繰越		備 考
		過年度未収額	件数	繰越後の減額	件数	減額後調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	未収額	件数	
H30 年度	法人県民税	円 (17,500)	(1)	円 (0)	(0)	円 (17,500)	(1)	円 (5,152)	(0)	円 (12,348)	(1)	円 (0)	(0)	
		17,500	1	0	0	17,500	1	5,152	0	12,348	1	0	0	
	法人事業税	(544,623)	(2)	(0)	(0)	(544,623)	(2)	(124,436)	(1)	(420,187)	(1)	(0)	(0)	
		544,623	2	0	0	544,623	2	124,436	1	420,187	1	0	0	
	ゴルフ場 利用税	(1,437,394)	(3)	(0)	(0)	(1,437,394)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1,437,394)	(3)	
自動車税	(610,328)	(18)	(0)	(0)	(610,328)	(18)	(122,138)	(4)	(0)	(0)	(488,190)	(14)		
	計	(2,609,845)	(24)	(0)	(0)	(2,609,845)	(24)	(251,726)	(5)	(432,535)	(2)	(1,925,584)	(17)	
		2,609,845	24	0	0	2,609,845	24	251,726	5	432,535	2	1,925,584	17	
R 1 年度	法人県民税	(114,100)	(8)	(0)	(0)	(114,100)	(8)	(114,100)	(8)	(0)	(0)	(0)	(0)	
		114,100	8	0	0	114,100	8	114,100	8	0	0	0	0	
	個人事業税	(150,000)	(1)	(0)	(0)	(150,000)	(1)	(150,000)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	
		150,000	1	0	0	150,000	1	150,000	1	0	0	0	0	
	法人事業税	(2,825,733)	(8)	(0)	(0)	(2,825,733)	(8)	(237,295)	(4)	(0)	(0)	(2,588,438)	(4)	
		2,825,733	8	0	0	2,825,733	8	237,295	4	0	0	2,588,438	4	
	不動産取得税	(185,600)	(5)	(0)	(0)	(185,600)	(5)	(174,000)	(4)	(0)	(0)	(11,600)	(1)	徴収猶予 1件
	627,300	6	0	0	627,300	6	174,000	4	0	0	453,300	2	441,700円	
軽油引取税	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	徴収猶予 4件	
	31,374,474	4	0	0	31,374,474	4	31,374,474	4	0	0	0	0	31,374,474円	
自動車税	(851,636)	(23)	(0)	(0)	(851,636)	(23)	(332,500)	(8)	(59,900)	(2)	(459,236)	(13)		
	851,636	23	0	0	851,636	23	332,500	8	59,900	2	459,236	13		
	計	(4,127,069)	(45)	(0)	(0)	(4,127,069)	(45)	(1,007,895)	(25)	(59,900)	(2)	(3,059,274)	(18)	
		35,943,243	50	0	0	35,943,243	50	32,382,369	29	59,900	2	3,500,974	19	
	個人県民税	(136,920,491)		(827,083)		(136,093,408)		(46,491,679)		(8,106,755)		(81,494,974)		
		136,920,491		827,083		136,093,408		46,491,679		8,106,755		81,494,974		
合計		(195,856,091)	(192)	(827,083)	(0)	(195,029,008)	(192)	(49,798,734)	(68)	(9,575,725)	(30)	(135,654,549)	(114)	
		228,321,165	211	868,783	1	227,452,382	210	81,182,808	71	9,575,725	30	136,693,849	127	

税 目	前年度からの繰越		当 該 年 度								翌年度繰越		備 考
	過年度 未収額	件数	繰越後 の減額	件数	減額後 調定額	件数	収入額	件数	不 納 欠損額	件数	未収額	件数	
法人県民税 計	円 (1,008,823)	(13)	円 (0)	(0)	円 (1,008,823)	(13)	円 (119,252)	(8)	円 (12,348)	(1)	円 (877,223)	(4)	
	1,008,823	13	0	0	1,008,823	13	119,252	8	12,348	1	877,223	4	
法人事業税 計	(6,695,584)	(14)	(0)	(0)	(6,695,584)	(14)	(1,452,865)	(6)	(420,187)	(1)	(4,822,532)	(7)	
	6,695,584	14	0	0	6,695,584	14	1,452,865	60	420,187	1	4,822,532	7	
個人事業税 計	(938,500)	(7)	(0)	(0)	(938,500)	(7)	(938,500)	(7)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	938,500	7	0	0	938,500	7	938,500	7	0	0	0	0	
不動産取得税 計	(43,547,700)	(7)	(0)	(0)	(43,547,700)	(7)	(174,000)	(4)	(0)	(0)	(43,373,700)	(3)	徴収猶予 13件
	44,638,300	22	41,700	1	44,596,600	21	183,600	5	0	0	44,413,000	16	1,039,300円
ゴルフ場利用税 計	(1,437,394)	(3)	(0)	(0)	(1,437,394)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1,437,394)	(3)	
	1,437,394	3	0	0	1,437,394	3	0	0	0	0	1,437,394	3	
軽油引取税 計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	31,374,474	4	0	0	31,374,474	4	31,374,474	4	0	0	0	0	
自動車税 計	(5,307,599)	(148)	(0)	(0)	(5,307,599)	(148)	(622,438)	(23)	(1,036,435)	(28)	(3,648,726)	(97)	
	5,307,599	148	0	0	5,307,599	148	622,438	23	1,036,435	28	3,648,726	97	
個人県民税 計	(136,920,491)		(826,978)		(136,093,513)		(46,491,680)		(8,106,755)		(81,495,078)		
	136,920,491		826,978		136,093,513		46,491,680		8,106,755		81,495,078		
合 計	(195,856,091)	(192)	(827,083)	(0)	(195,029,008)	(192)	(49,798,734)	(68)	(9,575,725)	(30)	(135,654,549)	(114)	
	228,321,165	211	868,783	1	227,452,382	210	81,182,808	71	9,575,725	30	136,693,849	127	

② 現年度分

税 目	調 定 額	件 数	収 入 額	件 数	不納欠損額	件数	翌年度繰越		備 考
							未 収 額	件数	
法人県民税	円 (646,547,500)	(7,505)	円 (643,410,600)	(7,491)	円 (105,000)	(5)	円 (3,031,900)	(9)	徴収猶予(新型コロナ特例他) 9,014,300円(17件)
	671,401,100		7,556		659,249,900		7,525	105,000	
個人事業税	(243,809,900)	(3,054)	(231,650,691)	(3,042)	(0)	(0)	(12,159,209)	(12)	徴収猶予(新型コロナ特例) 121,700円(2件)
	243,931,600		3,056		231,650,691		3,042	0	
法人事業税	(4,073,354,142)	(3,979)	(4,025,891,842)	(3,968)	(0)	(0)	(47,462,300)	(11)	徴収猶予(新型コロナ特例) 86,508,700円(10件)
	4,238,982,800		4,007		4,105,011,800		3,986	0	
不動産取得税	(359,270,400)	(2,569)	(359,070,300)	(2,564)	(0)	(0)	(200,100)	(5)	徴収猶予(新型コロナ特例) 73,600円(2件)
	398,986,300		2,579		398,712,600		2,572	0	
ゴルフ場利用税	(88,280,800)	(140)	(88,280,800)	(140)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	88,280,800		140		88,280,800		140	0	
自動車税	(497,200)	(23)	(497,200)	(23)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	497,200		23		497,200		23	0	
自動車税 (種別割)	(2,834,684,800)	(83,441)	(2,834,098,923)	(83,423)	(239,900)	(6)	(345,977)	(12)	
	2,834,894,200		83,446		2,834,308,323		83,428	239,900	
狩 獵 税	(2,126,700)	(353)	(2,126,700)	(353)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	2,126,700		353		2,126,700		353	0	
軽油引取税	(3,258,798,970)	(964)	(3,258,602,630)	(963)	(0)	(0)	(196,340)	(1)	
	4,614,363,605		1,160		4,614,167,265		1,159	0	
個人県民税	(7,102,534,258)	/	(7,051,902,064)	/	(174,523)	/	(50,457,671)	/	
	7,102,534,258		7,051,902,064		174,523		50,457,671		
合 計	(18,609,904,670)	(102,028)	(18,495,531,750)	(101,967)	(519,423)	(11)	(113,853,497)	(50)	
	20,195,998,563		102,320		19,985,907,343		102,228		

(2) - 1 税外収入未済額（県税関係）（令和3年5月31日現在）

① 過年度分

税目	区分 年度	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税	H25	0	0	0	0	5	2,264,369	5	2,264,369	
	H29	0	0	0	0	2	286,855	2	286,855	
	R1	0	0	0	0	6	1,098,918	6	1,098,918	
地方法人特別税 (特別法人事業税)	H25	0	0	0	0	3	698,231	3	698,231	
	H29	0	0	0	0	2	183,145	2	183,145	
	R1	0	0	0	0	6	597,782	6	597,782	
合計		0	0	0	0	12	5,129,300		5,129,300	

② 現年度分

税目	区分 年度	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税	R2	0	0	0	0	3	232,958	3	232,958	
特別法人事業税	R2	0	0	0	0	3	100,542	3	100,542	
合計		0	0	0	0	6	333,500	6	333,500	

(2) - 2 税外収入未済額（県税関係以外）（令和3年5月31日現在）

① 過年度分

該当なし

② 現年度分

該当なし

16 未収金回収促進のための取り組み状況

(1) 県税関係

取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
<p>未収金回収促進（滞納額圧縮）のためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速やかに財産調査及び財産調査結果の分析に着手し、滞納処分または納税緩和措置を原則とする。 ・必要以上の文書催告・電話催告や臨宅による納税勧奨は行わない。 ・財産調査を基本とした滞納者の生活状況等実態把握に努め、調査結果の分析により分割納付を含めた早期完納のために必要な措置を講じる。 <p>以下の取組を行っている。</p> <p>1. 早期かつ徹底的な各種調査（データ収集）を実施している</p> <p>① 財産調査</p> <p>ア 財産の種類：債権（銀行預金、郵便貯金、給料等）、不動産、動産、自動車等</p> <p>イ 調査先：官公庁（県、市町村、税務署、法務局、年金機構等）、臨場（滞納者等）、関係先（取引先、金融機関、担保権者、郵便局等）、探聞（近隣、家族、同業者等）</p> <p>② 納税勧奨</p> <p>ア 文書催告：差押予告、債権調査予告、出頭通知、タイヤロック予告、家宅搜索予告等</p> <p>イ 臨戸・電話：能動的なもの（財産未判明者で文書催告に応じない者他） 受動的なもの（滞納者の要請他）</p> <p>2. 上記1により把握したデータを、定期的（月1回）に実施する所内の徴収方針会議で、各事案毎に分析した上で処理方針を決めている。</p> <p>3. 滞納整理事務を均一化させるため、滞納整理について類型による基本的な処理方針を周知している。</p> <p>① 納付能力が乏しく一括納付が困難な滞納者 → 的確な納税指導を行い、分納誓約書を提出させ履行監視を行う。不履行の場合、その理由を把握し、正当な理由がない場合は滞納処分を執行する。また、地方税法に基づく徴収猶予、換価猶予の措置も講じている。</p> <p>② 納付能力がありながら納税意思の低い大口、常習、悪質滞納者及び納税意思の希薄な少額滞納者 → 徹底的な財産調査を実施し、財産を発見次第、早期に厳正な滞納処分を執行する。</p>	<p>1. 滞納者ごとの実態に即した滞納整理が推進できた。</p> <p>① 財産調査を早期に進めることにより、納税意識の低い滞納者等に対して迅速に滞納処分をすることができ、滞納件数の圧縮につながった。</p> <p>② ア、イの手段を効率的に組み合わせることで、滞納者の状況に応じた処理方針が立てやすく、効果的な滞納整理を推進できた。</p> <p>2. 目標設定や滞納整理の方針が明確化されたことにより早期に適切な処理が図られた。</p> <p>3. 類型化により、滞納整理に関する意識の共有化が図られた。</p> <p>① 滞納者の状況把握、資力に合わせた納税進行管理ができた。勤務先等がある場合、分納誓約書に給与等の差押承諾書の添付を必須とすることで、納税に対する意識を変えることができた。不履行の場合、給与の差押等厳正な対応を行うことで、滞納の圧縮効果を高めた。</p> <p>② 約束不履行者・悪質滞納者を早期に見極め、効果的に滞納処分を進めた。</p>

取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
<p>③ 納付能力のない滞納者 → 表見財産が皆無であり、家宅捜索など徹底した調査を実施してもなお、差押えすべき財産が無いと認められる者に対しては、滞納処分の停止等の徴収緩和措置を講じている。</p> <p>4. その他</p> <p>① 資金の流動時期である6月と12月に重点的に滞納整理に取り組んでいる。</p> <p>② 滞納整理業務をより推進するため、担当者ごとにそれぞれ解決すべき課題、達成すべき数値目標を設定している。</p> <p>③ 個人住民税徴収向上対策</p> <p>ア 個人住民税未済額の圧縮を促進するため、地方税法第48条の規定により市町村から徴収を引き継ぎ、県が主体的に滞納整理に取り組んだ。</p> <p>イ 地方税法第46条による徴収方針会議を定期的開催し、滞納事案の徴収方針決定及び進捗管理を実施。</p> <p>④ 徴収スタッフネット研究会を通じ、徴収担当者間の連携と融和を図ることにより、徴収技術等の向上と情報交流の円滑化を図る。</p>	<p>③ 破産、生活保護等の生活困窮状況に陥った者に対して、地方税法上の徴収緩和措置を適用し、実態に即した処置を講じることができた。</p> <p>4.</p> <p>① ボーナス時期であるため、積極的に差押え等の滞納処分を執行した。</p> <p>② 納期内納税者との公平性の確保及び職員のモチベーションの維持とマネジメント能力の向上が図られた。</p> <p>③</p> <p>ア 徴収専任職員が少なく財産調査が不十分な市町村に代わり、的確な財産調査を行い、滞納処分を効率的に実施したことにより滞納額を圧縮し、徴収率の向上につながった。</p> <p>イ 県と同様の徴収方針を基本として滞納整理及び進捗管理を行うことで、市町村職員の取組意識の改革を図った。</p> <p>④ 組織マネジメント研修を実施し、実態調査結果を基に市町村の管理監督者に現状認識をしてもらうとともに監督者としての姿勢や人材育成等について意識の改革を図った。</p>

(2) 税外収入関係

取り組み対象の未収金 〔科目(目・節)〕	債権管理事務取扱要領の作成の有無	取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
延滞金及び加算金	有 「税外未収金(加算金・延滞金)の確保対策について」 (H29.3.22付税務課長通知)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本税完納時に納付するよう指導 ・ 過年度税外未収金について本税納付交渉時に言及 ・ 本税の分納誓約書を提出させる際に延滞金、加算金についても記入 ・ 延滞金確定後、直ちに納付書送付 ・ 催告状送付 ・ 年に二度、文書による一斉催告 ・ 財産調査、差押えを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再三の催告指導による納税意識の向上 ・ 組織的な滞納整理の執行により情報の共有化が促進され、円滑な滞納整理が実現 ・ 集中的な納付書送付により、滞納の圧縮効果が確認された。 ・ 延滞金のみ滞納についても財産調査を行い、差押えを実施することで滞納を圧縮した。

17 不納欠損処分調べ

(令和3年5月31日現在)

調定年度	科目 〔税目又は目、節〕	滞納者	納付期限	債権消滅の起算日	不納欠損処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った理由
30	法人県民税	1	H30.7.17	R2.7.3	R2.8.11	12,348	即時消滅 (滞納処分停止 R2.8.11) 表見財産なし
2	法人県民税	2	R2.7.31	R2.9.1	R3.3.26	21,000	即時消滅 (滞納処分停止 R3.3.26) 表見財産なし
2	法人県民税	3	R2.9.30	R2.10.31	R3.3.26	21,000	即時消滅 (滞納処分停止 R3.3.26) 表見財産なし
2	法人県民税	4	R2.12.28	R3.3.31	R3.5.28	21,000	即時消滅 (滞納処分停止 R3.5.28) 表見財産なし
2	法人県民税	4	R2.12.28	R3.3.31	R3.5.28	21,000	即時消滅 (滞納処分停止 R3.5.28) 表見財産なし
2	法人県民税	4	R2.12.28	R3.3.31	R3.5.28	21,000	即時消滅 (滞納処分停止 R3.5.28) 表見財産なし
法人県民税 計		6件				117,348	
30	法人事業税	3	H30.10.1	R2.4.2	R2.6.11	420,187	即時消滅 (滞納処分停止 R2.6.11) 表見財産なし
法人事業税 計		1件				420,187	
30	特別法人事業税	3	H30.10.1	R2.4.2	R2.6.11	181,594	即時消滅 (滞納処分停止 R2.6.11) 表見財産なし
特別法人事業税 計		1件				181,594	
27	自動車税	5	H27.6.1	H29.4.1	R2.4.6	45,400	停止後3年経過 (滞納処分停止 H29.3.31) 生活困窮
27	自動車税	6	H27.6.1	H29.6.1	R2.6.2	66,700	停止後3年経過 (滞納処分停止 H29.5.31) 生活困窮
28	自動車税	6	H28.5.31	H29.6.1	R2.6.2	66,700	停止後3年経過 (滞納処分停止 H29.5.31) 生活困窮
28	自動車税	7	H28.5.31	H29.6.1	R2.6.4	45,400	停止後3年経過 (滞納処分停止 H29.5.31) 生活困窮
28	自動車税	8	H28.5.31	H29.5.23	R2.6.10	34,500	停止後3年経過 (滞納処分停止 H29.5.22) 生活困窮
29	自動車税	8	H29.5.31	H29.10.20	R2.11.12	2,800	執行停止3年経過 (滞納処分停止 H29.10.19) 生活困窮
27	自動車税	9	H27.6.1	H27.8.28	R3.3.26	45,000	停止後3年経過 (滞納処分停止 H29.8.30) 生活困窮

調定 年度	科 目 〔 税目又は 目、節 〕	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不 納 欠 損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った理由
28	自動車税	9	H28. 5. 31	H29. 8. 31	R3. 3. 26	45, 000	停止後3年経過 (滞納処分停止 H29. 8. 30) 生活困窮
29	自動車税	9	H29. 5. 31	H29. 8. 31	R3. 3. 26	45, 000	停止後3年経過 (滞納処分停止 H29. 8. 30) 生活困窮
27	自動車税	10	H27. 6. 1	H27. 6. 30	R2. 9. 30	39, 600	執行停止中消滅時効 (滞納処分停止 H30. 3. 30) 生活困窮
28	自動車税	10	H28. 5. 31	H30. 3. 31	R3. 3. 31	3, 300	執行停止3年経過 (滞納処分停止 H30. 3. 30) 生活困窮
27	自動車税	11	H27. 6. 1	H27. 6. 30	R2. 9. 30	39, 500	執行停止中消滅時効 (滞納処分停止 H30. 3. 26) 生活困窮
28	自動車税	11	H28. 5. 31	H30. 3. 27	R3. 3. 29	39, 500	執行停止3年経過 (滞納処分停止 H30. 3. 26) 生活困窮
28	自動車税	12	H28. 5. 31	H29. 5. 27	R2. 9. 30	8, 400	執行停止3年経過 (滞納処分停止 H29. 5. 26) 生活困窮
28	自動車税	13	H28. 5. 31	H29. 5. 27	R2. 9. 30	38, 700	執行停止3年経過 (滞納処分停止 H29. 5. 26) 生活困窮
24	自動車税	14	H24. 5. 31	H30. 3. 20	R3. 3. 22	6, 000	執行停止3年経過 (滞納処分停止 H30. 3. 19) 生活困窮
28	自動車税	14	H28. 5. 31	H30. 3. 20	R3. 3. 22	51, 700	執行停止3年経過 (滞納処分停止 H30. 3. 19) 生活困窮
28	自動車税	15	H28. 5. 31	H30. 3. 28	R3. 3. 29	58, 600	執行停止3年経過 (滞納処分停止 H30. 3. 27) 生活困窮
29	自動車税	15	H29. 5. 31	H30. 3. 28	R3. 3. 29	58, 600	執行停止3年経過 (滞納処分停止 H30. 3. 27) 生活困窮
27	自動車税	16	H27. 6. 1	H30. 3. 17	R3. 3. 29	29, 435	執行停止3年経過 (滞納処分停止 H30. 3. 16) 生活困窮
21	自動車税	17	H21. 6. 1	H30. 3. 29	R3. 3. 29	31, 600	執行停止3年経過 (滞納処分停止 H30. 3. 28) 生活困窮
25	自動車税	17	H25. 5. 31	H30. 3. 29	R3. 3. 29	63, 800	執行停止3年経過 (滞納処分停止 H30. 3. 28) 生活困窮
25	自動車税	17	H25. 5. 31	H30. 3. 29	R3. 3. 29	43, 400	執行停止3年経過 (滞納処分停止 H30. 3. 28) 生活困窮
26	自動車税	17	H26. 6. 2	H30. 3. 29	R3. 3. 29	9, 000	執行停止3年経過 (滞納処分停止 H30. 3. 28) 生活困窮
26	自動車税	17	H26. 6. 2	H30. 3. 29	R3. 3. 29	42, 500	執行停止3年経過 (滞納処分停止 H30. 3. 28) 生活困窮

調定 年度	科 目 〔 税目又は 目、節 〕	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不 納 欠 損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分を行った理由
26	自動車税	17	H26. 6. 2	H30. 3. 29	R3. 3. 29	16, 400	執行停止 3 年経過 (滞納処分停止 H30. 3. 28) 生活困窮
31	自動車税	18	R1. 5. 31	R2. 2. 17	R2. 10. 9	14, 500	即時消滅 (滞納処分停止 R2. 10. 9) 表見財産なし
2	自動車税 種別割	19	R2. 6. 1	R2. 6. 30	R3. 3. 5	51, 700	即時消滅 (滞納処分停止 R3. 3. 5) 表見財産なし
31	自動車税	20	R1. 5. 31	R1. 7. 1	R3. 3. 18	45, 400	即時消滅 (滞納処分停止 R3. 3. 18) 表見財産なし
2	自動車税 種別割	21	R2. 6. 1	R2. 6. 30	R3. 3. 23	39, 600	即時消滅 (滞納処分停止 R3. 3. 23) 表見財産なし
2	自動車税 種別割	22	R2. 6. 1	R2. 6. 30	R3. 3. 23	32, 900	即時消滅 (滞納処分停止 R3. 3. 23) 表見財産なし
2	自動車税 種別割	23	R2. 6. 1	R2. 6. 30	R3. 4. 19	51, 700	即時消滅 (滞納処分停止 R3. 4. 19) 表見財産なし
2	自動車税 種別割	24	R2. 6. 1	R2. 6. 30	R3. 5. 18	34, 500	即時消滅 (滞納処分停止 R3. 5. 18) 表見財産なし
2	自動車税 種別割	26	R2. 6. 1	R2. 6. 30	R3. 5. 28	29, 500	即時消滅 (滞納処分停止 R3. 5. 28) 表見財産なし
自動車税 計		34件				1, 276, 335	
本 税 合 計		42件				1, 995, 464	

17-2 延滞金の処理

※別途提出

○ 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等

特になし

(2) 監査委員事務局に対する要望等

特になし